

# 行政文書の廃棄に関する有識者意見聴取等の運用について

## 1 有識者意見聴取の導入経緯

管理条例第 8 条第 2 項の規定において、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとする場合、歴史資料で重要な文書として、知事が規則で定める基準に適合するか否かについて行政文書等管理委員会（以下、「委員会」という。）の意見を聴くものとされている。

しかしながら、廃棄予定行政文書ファイルは毎年数万冊と大量に上ることから、委員会における審議を効果的かつ効率的に行うために、平成 24 年 7 月 24 日の委員会において委員会審議に先立ちパブリックコメントと有識者からの意見聴取を行うこととしたものである。

これにより、「パブリックコメント」、「有識者意見聴取」、「委員会意見聴取」という三段構えの手順を踏むこととなった。

このたび、有識者意見聴取については平成 24 年 11 月から 3 年を経過し、ある程度のノウハウも蓄積し、さらに永続的に依頼できるものではないことから、現行の意見聴取のあり方等を検討する必要がある。

## 2 有識者意見聴取とは

有識者意見聴取とは、あくまでも条例や規則等の明文を根拠に規定されているものではないため、行政文書の廃棄に係る歴史公文書の選別基準に係る研究の一環と位置付けた上で、県から九州大学へ委託している。

具体的には、歴史公文書の選別基準に関する研究の一環として、有識者である九州大学三輪教授（記録資料館産業経済資料部門記録資料館）に、歴史公文書として規則で定める基準に適合するか事前確認を依頼している。

そして、有識者意見聴取による仕分け及び保留意見を整理して、委員会に意見を聴いている。

## 3 有識者意見聴取の概要

有識者意見聴取の概要は、書類確認及び現物確認として次のとおり実施。

### (1) 書類確認

県政情報文書課から送付する廃棄予定行政文書ファイル一覧について、三輪教授がファイル名等からチェックし、現物確認する行政文書ファイルを選択する。（県政情報文書課へ返信あり、県政情報文書課から関係所属へ行政文書ファイルの提出を依頼する。）

### (2) 現物確認

#### ① 人員態勢

三輪教授の他、アーカイブズ学、図書館情報学、歴史学、農林業等を専攻している大学院生 2、3 名程度で実施する。

## ② 期間

確認する行政文書ファイル量に応じて、2日から3日で、1日約8時間（移動日は約5～6時間程度）作業を実施する。

## ③ 実施方法

本県の基準表や個別政策事項の他、保存すべき文書としての選別基準に基づき三輪教授と大学院生らが分担して評価選別を実施。大学院生らが判断に迷った場合は、三輪教授に確認を行い選別する。

## 4 有識者意見聴取の成果

廃棄対象行政ファイルの委員会への意見聴取に先立ち事前確認を行い、間違っ行政文書ファイルが廃棄されないよう慎重に廃棄事務を進めている。（これまで廃棄を保留された行政文書約3,000冊超）

有識者意見聴取の実施を通して、県庁内各職員に廃棄手続の一環として周知され、条例施行後の行政文書において、ファイル名の付け方をはじめとした行政文書管理手法の向上や、廃棄手続の意識の向上が見られ、職員の意識に変化をもたらしたことが大きい。

平成26年度の研究成果として提出された研究成果報告書では、確認した18,866冊のうち566冊を廃棄保留とし、保留した理由等を示された。

なお、委員会には廃棄諮問時に有識者の保留した行政文書ファイル名、理由等を「有識者意見聴取結果表」に整理して報告している。

これにより、どのような理由で、廃棄相当ではなく廃棄保留と選別したかが分かる。

また、これまでの行政文書の廃棄に係る有識者意見聴取を通じて、行政文書のライフサイクル全体を意識した文書管理のノウハウを得るとともに、歴史公文書を適切に保存していくよう今後の行政文書の評価選別の指針として有用である。

なお、有識者意見聴取以外の成果として、3の意見聴取に携わる大学院生が、三輪教授の指導の下、本県の評価選別について考察し、論文にまとめ、学会へ発表しているが、これは本県の行政文書の評価選別基準に役立つものと考えられる。

このようなことから、論文で示された有識者意見聴取における評価選別基準について、それに対する取扱いの検討も必要である。

### （参考）熊本県の評価選別に係る論文

論文においては、本県の歴史公文書の基準（規則に基づき基準表、政策的事項の告示：別添資料を参照）のほかに、評価選別した判断基準が示されている。（「熊本県における特定歴史公文書の評価選別の分析」13ページから抜粋）

#### 【評価選別において保存すべき文書】

①熊本県が実施した、熊本県固有の統計データ

②熊本県独自の問題・事柄、熊本県内や日本国内で関心の高い問題・事柄に関する文書

- ③熊本県の主要施策に関する文書
- ④伝染病、防疫、自然災害に関する文書
- ⑤市町村合併に関する文書
- ⑥熊本県の産業・人口動態が把握できる文書。特に、熊本県は農林水産業が盛んなので、農林水産業に関する文書。

#### (参考) 論文の評価選別基準の取扱い(たたき台)

選別基準①は、県が実施主体となっており、県民生活に密接に関係する調査等の記録について、平成25年4月5日熊本県告示の「知事が別に定める政策的事項」へ追加する。

選別基準②③④⑤は、「知事が別に定める政策的事項」に記載しているが、個別の事案が新たに発生した際は、重要政策事項に該当するか原課に確認し定期的に「知事が別に定める政策的事項」へ追加する。

選別基準⑥は、一部、①の熊本県固有の統計データに含まれる文書もあるが、農林水産業に関する文書について、個別の事案は具体的に不明なので、重要政策事項に該当するか原課に確認し定期的に「知事が別に定める政策的事項」へ追加する。

## 5 今後のあり方(案)

上記論文において有識者意見聴取に係る評価選別基準が示されたところであるが、これまで有識者が廃棄保留とした見解を踏まえつつ、最終的には合理的で明瞭な文書分類、及び簡潔で分かりやすい基準が実現できるような研究を行ってもらうため、引き続き来年度も有識者意見聴取を依頼することとしたい。

そして、研究成果が確立された後は、その研究成果による選別基準を県の規程に反映させるとともに、事務局職員等がその選別基準をもとにチェックを実施したうえで委員会に意見聴取するなど、有識者意見聴取が終了した後も適正な評価選別が継続できるようにしたい。

(※論文において、「有識者も永続的に熊本県公文書の評価選別に携われるわけではない。大量の行政文書を永続的にチェックしていくことは不可能である。」と記載あり(論文7ページ)。)

## 6 その他(案)

パブリックコメントを実施することに伴い、各地域振興局等15箇所に廃棄対象行政文書ファイル一覧を配布し、併せてホームページで公表している。

大量に紙を配布することの予算面の観点及び環境面の配慮から、紙での配布を行わないこととしたい。

(参考までに、これまで8回の意見募集に対して、寄せられた意見はない。)

(参考条文)

○熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年条例第11号）

（定義）

第2条（略）

5 この条例において「歴史公文書」とは、実施機関の職員又は地方独立行政法人等の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書のうち、歴史資料として重要な文書として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。

○熊本県行政文書等の管理に関する規則（平成24年規則第26号）

（条例第4条の作成すべき文書）

第2条 職員は、別表の各項の性質区分欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行うときは、当該各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参酌して文書を作成しなければならない。

別表(略) ←「基準表」

○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年規則第25号）

（条例第2条第5項の知事が規則で定める基準）

第6条 条例第2条第5項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると知事が別に定めるものが記録されていること。

○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項（平成25年告示第447号）

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年熊本県規則第25号）第6条第5号の知事が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、庶務、服務、経理その他の定型的業務に関する事項を除く。

- 1 市町村合併に関する事項
- 2 熊本市の政令指定都市移行に関する事項
- 3 川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダムの関連事業として実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項
- 4 天草空港の構想、建設及び開港に関する事項
- 5 平成11年発生不知火海高潮災害、平成15年発生県南集中豪雨災害及び平成24年発生熊本広域大水害に関する事項
- 6 平成14年発生レジオネラ属菌感染問題対策及び平成21年発生新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策に関する事項
- 7 ハンセン病施策に関する事項
- 8 水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項（診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。）
- 9 有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」の策定、変更及びその進ちょく管理に関する事項（個々の事務又は事業

の実施に関する事項を除く。)

- 10 平成16年発生BSE（牛海綿状脳症）対策及び平成22年宮崎県発生口蹄（てい）疫対策に関する事項
- 11 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項